

## 各委員の意見に対する対応状況【第1回佐賀県人権施策推進審議会】

	意見内容	対応状況
総論	頭では分かっているにもかかわらず行動には移せない。県民に分かりやすい行動目標的な内容（項目）の設定が必要	<u>P 7 第1章 3</u> 「県民の皆様に取り組んでいただきたいこと」として、行動目標的な内容（人権尊重のための基本姿勢）を記載した。
	人権相談での助言や関係機関の紹介により、相談者の不安や悩みを解消できるようにすることが大切。	<u>P 13 第2章 2</u> 「相談体制の整備」として項目を立て、相談員の相談対応スキル向上や、各種相談・支援機関についての情報提供等を行う旨記載した。
	人権問題・同和問題の解決は、差別する側（マジョリティ側）の問題であることをおさえるべき。県民に正しい知識を持ってもらうとともに、常に差別や偏見に基づいた行動を取らないよう発信することが必要。	<u>P 9 第2章 1</u> 条例第7条「してはならない行為」を記載するとともに、県としての教育・啓発を推進していく旨を記載した。
	佐賀県としてもSDGsを大切にしていることから、関連性を意識していることを触れていただきたい。	<u>目次 又は 巻末等</u> SDGsゴールマークを目次又は第1章の巻末等に記載する予定。 （人権問題と関連が深い目標（ジェンダー平等を実現しよう、人や国の不平等をなくそう）を推進する旨を記載）
部落差別（同和問題）	第一次改定版（H18年10月）では記載されていた「就学前教育の推進、進路保証の取組」についての記述を復活してほしい。	<u>P 10～11 第2章 1 (3) 学校等</u> 人権課題全般に係る施策の方向性として、就学前教育の推進について、「幼児・児童・生徒の実態を踏まえ、学習方法の改善・工夫を図る」旨を記載した。 <u>P 20 第3章 1 部落差別（同和問題）</u> 進路保証の取組について「④公正な選考システムの構築」として項目を立てた。
	県条例第8条第3項「前2号に掲げるもののほか、相談対応として必要な支援」とあるが、こちらも当事者支援等の推進の⑤に明記いただきたい。	<u>P 20 第3章 1 部落差別（同和問題）</u> 「①相談体制の充実」として、条例第8条の規定に沿った対応、支援内容を記載した。
障害者	将来的にインクルーシブに取り組んでいきますというような方針を基本方針のどこかに触れてほしい。	<u>P 38～40 第3章 5 障害者</u> 【今後の施策の方向性】 （特別支援教育の充実）に「インクルーシブ教育の体制づくり」の支援について記載した。 【主な取組】 （特別支援教育の充実）②インクルーシブ教育システムに対応した特別支援教育の充実について記載した。

各委員の意見に対する対応状況【第1回佐賀県人権施策推進審議会】

	意見内容	対応状況
外国人	技能実習生を受け入れている事業者について、人権意識を持って対応する必要があることを記載し、事業者の意識啓発を喚起してほしい。	<p>P7 第1章 3 「事業者の皆様に取り組んでいただきたいこと」として出身地や国籍、性別等を問わず、個人の能力と適性に基づく公正な採用と公平な処遇を行うことを記載した。</p> <p>P42～43 第3章 6外国人 現状と課題として、外国人人材が安全で安心して働くことができる環境整備が求められている旨を記載した。</p> <p>加えて、多文化共生の理念や外国人材受け入れに必要な知識、社内環境の改善に関するセミナーや研修の実施について記載した。</p>
インターネット	<p>行き過ぎた行政指導により、表現の自由に対する委縮効果が生じないようにしないといけない。必要以上の制約とならないかの観点を忘れないよう明記すべき。</p> <p>インターネットを利用した人権侵害行為は他の手段と違った深刻さがある。不当な差別を助長・誘発する情報の掲載防止のための具体的な取組について記載すべき。</p>	<p>P15 第2章 3 (2) 【施策の方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（プロバイダ等への削除要請）に「表現の自由を不当に配慮しないように留意する」旨、及び「必要に応じて弁護士に相談の上で慎重に判断する」旨を記載した。</li> <li>・防止するための教育・啓発活動の推進、ネットモニタリング・ネットパトロール、削除要請等の取組を記載した。</li> </ul>